

地域振興委員長報告

(平成 30 年 3 月 第 94 回定例会)

3 月 1 日に開議されました本会議において、本委員会に付託されました議案について、13 日に地域振興委員会を開催し審査を行いました。

審査に先立ち、付託されました「陳情第 2 号 やすぎどじょう生産組合の施設移転に関する陳情書」の現地視察を行い、担当職員より詳しく説明を受けました。

その後、付託案件の審査を行い、議第 13 号、議第 14 号、議第 15 号、議第 18 号、議第 19 号、議第 23 号、議第 24 号、議第 25 号、議第 41 号、議第 42 号、議第 49 号、議第 53 号、議議決案件 12 件は、全ての議案において全会一致で執行部提出原案のとおりに可決すべきものと決するとともに、陳情第 2 号については「趣旨採択」と決定しました。

主な審査の経過について報告致します。

「議議第 13 号 安来市就農者定住促進賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」、執行部より、今年度「定住促進賃貸住宅」を赤江地区に 1 棟建設中であるが、今月中には完成することから条例別表に「赤江住宅 2」として追加するものであり、全体では「比田住宅 1」と「赤江住宅 1」併せて 3 棟となると説明がありました。

委員より、市がいくら負担というような金銭的な詳細等が条例に入っているのかとの質問があり、執行部より、条例上は「家賃の月額は市長が別に定める」としてある。一棟約 2,500 万円の建設費に対して市の負担は約 900 万円になるが、賃料で 25 年かけて回収する計画となっていると答弁がありました。

「議第 14 号 安来市守合地区農林漁家・婦人活動促進施設条例を廃止する条例制定について」「議第 15 号 財産の無償譲渡について」は、関連があるので執行部より一括して説明があり、安来市守合地区農林漁家・婦人活動促進施設について、平成 9 年に建設されたこと、平成 18 年から適正に指定管理がなされ、今後も適正な管理ができることから公共施設等総合管理計画の方針により、これまで指定管理者であった守合集落振興会に無償譲渡することとしたと説明がありました。

委員より、地元との協議の有無について質問があり、執行部より地元とは昨年 10 月頃から協議をしており了解をもらっていること、また譲渡に当たって古くなった換気扇等の修繕の要望が出ており、対応する予定であると答弁がありました。委員からは、要望のあった修繕を行った上で譲渡を進めてもらいたいと意見がありました。

また、農産物の加工実績について質問があり、執行部より、加工実績があること、農林水産省の補助を受けた施設であるが、補助金適正化法の関係等は県とも協議済み

であり、必ずしも農産物の加工を譲渡条件に入れなくてもよいのではないかと考えていると答弁がありました。

「議第 18 号 安来市住宅地貸付け及び譲渡に関する条例制定について」は、執行部より、「新築支援補助金」「住宅地貸付事業」「定期借地権制度」の、3 本立てによりハーモニータウン汐彩の分譲を促進すること、このたびの条例制定は、そのうちの「住宅地貸付事業」を行うため、市の普通財産である宅地を貸し付ける場合のその条件、賃料、禁止事項等を定めるものであると説明がありました。

委員より、汐彩の今後の計画、見通しについて質問があり、執行部から、この 3 月末で 5 ヶ年計画が終わることから、次の 5 ヶ年でなんとか完売したいと思っており、そのために知恵をしばったのがこの 3 本立ての事業であると答弁がありました。

委員からは、ハードルは高いかもしれないが、法人への PR 等、様々な手を尽くして販売を進めてほしいと意見がありました。

「陳情第 2 号 やすぎどじょう生産組合の施設移転に関する陳情書」については、どじょうは安来の顔なので事業は進めていかなければならないが、陳情内容を見ると移転計画の詳細がまだ煮詰まっていないこと、財源的な裏付けが議会側では分からず執行部に委ねざるを得ないことから、全会一致で「趣旨採択」と決定しました。

以上、地域振興委員長報告と致します。